

福障障政第 4155 号
令和 6 年 3 月 22 日

各事業所・施設 管理者 様

さいたま市福祉局障害福祉部
障害政策課長 田中 裕二

新型コロナウイルス感染症患者等が発生した障害者施設等の
報告基準及び担当課名の変更について（依頼）

平素から障害福祉施設等の衛生管理に御協力を賜り誠にありがとうございます。

さいたま市保健所から新型コロナウイルス感染症に係る障害者施設の調査について、別添「新型コロナウイルス感染症患者等が発生した障害者施設等の報告基準及び担当課名の変更について（依頼）」の送付がありましたので周知いたします。

令和 6 年 4 月 1 日以降、各事業所・施設において新型コロナウイルス感染症の感染が発覚した場合は、以下の通りご報告をお願いいたします。

1 さいたま市 H P での報告（**全ての施設が対象**）

さいたま市 H P (<https://www.city.saitama.lg.jp/enquete/e001439.html>) から、陽性者の人数や事業所の運営状況等についてご報告ください。

2 報告様式等の送付（**以下の基準のいずれかに合致する場合のみ対象**）

【基準】

- ① 新型コロナウイルス感染症又はそれによると疑われる**死亡者又は重篤患者**が 1 週間に 2 名以上発生した場合
- ② 新型コロナウイルス感染症患者又はそれが疑われる者が **1 0 名以上**又は**全利用者数の半数以上**発生した場合
- ② 上記①・②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に**施設長が報告を必要と認めた場合**

上記基準に該当する場合は、別添の「【別紙 3】【施設名】報告様式（陽性者 1 0 名以上）」等を障害政策課、感染症対策課までご送付ください。

（提出書類の詳細につきましては、「【別紙 2】施設調査・報告の実施について（障害者施設等）」をご参照ください。）

（組織改編により、令和 6 年 4 月 1 日から保健所の部署名が変わっております。）

【感染症対策課】 chousa-covid-19@city.saitama.lg.jp FAX 048-840-2230

【障害政策課】 shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp FAX 048-829-1981

（送信の際は再度アドレスを御確認ください。可能な限りメールでの送信をお願いします）

3 援護地及び相談支援事業所への報告 **(全ての施設が対象)**

陽性者が利用者の場合、援護地の市区町村及び相談支援事業所へ情報を共有していただきますようお願いいたします。

さいたま市福祉局障害福祉部

障害政策課 事業所係

(担当) 利根澤・高橋・丸山

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL : 048(829)1309 FAX : 048(829)1981

E-mail : shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp